

小牧市立米野小学校改築基本設計業務委託プロポーザル実施  
要綱

〔令和 5 年 4 月 1 0 日〕  
〔 5 小教総第 1 3 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小牧市立米野小学校の改築に係る基本設計の策定業務について、技術的に最適な者を特定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第 2 条 対象とする業務は、小牧市立米野小学校改築基本設計の策定業務（以下「業務」という。）とする。

(参加資格及び条件)

第 3 条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次条第 1 項の規定による公告の日において、小牧市の入札参加資格者名簿に記載されている者
- (2) 愛知県内に事業所を有しており、設計、測量、建設コンサルタントその他業務の業種登録を受けている事業者
- (3) 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 3 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者
- (4) 建築士法第 1 0 条第 1 項の規定に基づく業務の停止を命ぜられ、業務停止期間中でない者
- (5) 平成 2 5 年 4 月 1 日から第 5 条に規定する技術提案書等を提出する日（以下「提出日」という。）の前日までの間に日本国内で竣工し、又は実施設計を完了した延床面積 4 , 0 0 0 平方メートル以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の学校施設（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校の施設をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築の設計実績を有する者（総括責任者においても同様の実績を有するものとする。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (7) 提出日から技術的に最適な者を特定する日までの間に、小牧市建設

工事等請負業者指名停止措置要領（平成11年3月4日11小総第47号）に基づく指名停止、小牧市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年2月5日19小総第990号）第2条第2号に基づく排除措置又はこれらに準ずる措置を受けていない者

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けたものについては、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(9) 第5条に規定する技術提案書等を単体企業で提出することができる者

（公募の公告）

第4条 市長は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格、条件、業務内容その他プロポーザルに必要な事項について、公告するものとする。

2 市長は、前項の規定による公告をしたときは、その内容をホームページ等で公表するものとする。

（技術提案書等の提出）

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザル参加表明書、技術提案書その他の別に定める提出書類（以下「技術提案書等」という。）を市長に提出しなければならない。

（第一次審査）

第6条 市長は、第一次審査として、技術提案書等を別に定める評価基準等に基づき別に定める小牧市立米野小学校改築基本設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）に審査させ、技術提案書等を提出した者（以下「提出者」という。）のうち上位5者程度を第二次審査の出席要請者として選定させ、及びその結果を市長に報告させるものとする。ただし、提出者が3者以下の場合は、第一次審査を省略することができるものとする。

2 市長は、前項の報告に基づき、第二次審査の出席要請者として選定した提出者に対してはその旨を様式第1により通知し、選定しなかった提

出者に対しては選定しなかった旨及びその理由を様式第2により通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に関する問合せ及び異議申立ては一切できないものとする。

(第二次審査の出席要請者の公表)

第7条 市長は、前条第1項の規定により選定された者について、速やかに市ホームページにおいて公表するものとする。

(第二次審査)

第8条 市長は、第二次審査として、第6条第1項の規定により選定した者に対し、審査委員会に技術提案書等の内容の聴取等を行わせ、業務について技術的に最適な者及び次点者1者を選定させ、及びその結果を市長に報告させるものとする。

2 市長は、前項の報告に基づき、業務について技術的に最適な者及び次点者1者を特定するものとする。

3 市長は、前項の規定により技術的に最適な者として特定した者（以下「最優秀者」という。）及び次点者1者に対してはその旨を様式第3により通知し、特定しなかった者に対しては特定しなかった旨及びその理由を様式第4により通知するものとする。

4 第6条第2項後段の規定は、第二次審査の結果について準用する。

(最優秀者及び次点者の公表)

第9条 市長は、前条第2項の規定により特定された者について、速やかに市ホームページにおいて公表するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

2 この要綱は、第8条第3項に規定する通知をもって、その効力を失う。

様式第 1 （第 6 条関係）

第 号  
年 月 日

様

小牧市長



小牧市立米野小学校改築基本設計業務委託プロポーザルの  
第一次審査結果について（通知）

このことについて、技術提案書等を審査した結果、貴社を第二次審査の  
出席要請者として選定しましたので通知します。つきましては、下記のと  
おり第二次審査を行いますので、ご参加いただきますようお願いいたしま  
す。

記

第二次審査の概要

様式第2（第6条関係）

第 年 月 日  
号

様

小牧市長



小牧市立米野小学校改築基本設計業務委託プロポーザルの  
第一次審査結果について（通知）

このことについて、技術提案書等を審査した結果、貴社については下記  
のとおり第二次審査の出席要請者として選定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感  
謝申し上げます。

記

選定しなかった理由

様式第3（第8条関係）

第 年 月 日  
号

様

小牧市長



小牧市立米野小学校改築基本設計業務委託プロポーザルの  
第二次審査結果について（通知）

このことについて、第二次審査を実施した結果、貴社を下記のとおり

当業務の 最優秀者 として特定しましたので通知します。  
次点者

記

- 1 審査結果
- 2 貴案に対する講評
- 3 その他

様式第4（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

小牧市長



小牧市立米野小学校改築基本設計業務委託プロポーザルの  
第二次審査結果について（通知）

このことについて、第二次審査を実施した結果、貴社については下記のとおり当業務の最優秀者又は次点者として特定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝申し上げます。

記

特定しなかった理由